

# 福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）実施要綱

平成 28 年 12 月 19 日

一部改正 令和 3 年 4 月 1 日

## 第 1 通則

福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号。以下「制度要綱」という。）第 2 に規定する福島再生加速化交付金のうち、制度要綱第 3 の 4 に規定する道路等側溝堆積物撤去・処理支援として行う道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）その他の法令、制度要綱及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

## 第 2 目的

交付金は、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、道路等側溝堆積物が放射性物質を含んでいることを理由に処分が困難になったこと、住民による清掃活動を中止したこと等により通常の道路等側溝の維持管理活動を中断している地域に対して、1 回に限り道路等側溝堆積物の撤去・処理を支援することにより、通常の道路等側溝の維持管理活動を再開し、原子力災害からの復興・再生を加速化させることを目的とする。

## 第 3 定義

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等は、第 2 に定める目的を達成するため、第 4 に定めるところにより福島県又は平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項に規定する除染実施計画を定めた福島県内の市町村が作成した道路等側溝堆積物の撤去・処理に関する計画（以下「道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画」という。）に基づく事業又は事務（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

#### 第4 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の作成及び提出

##### 1 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の作成主体

福島県又は除染実施計画を定めた福島県内の市町村（以下「対象市町村等」という。）は、単独で道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画を作成する。

##### 2 対象地域

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の作成の対象となる地域は、除染実施計画を定めた福島県内の市町村とする。

##### 3 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の提出

交付金を充てて道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等を実施しようとする対象市町村等は、次に掲げる事項を記載した道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画（様式1-1、様式1-2、様式1-3及び様式1-4）を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等を実施する地区（本事業において、市町村が字、街区又は自治会の区域その他のコミュニティ活動の区域等を単位として設定するものをいう。以下同じ。）
- 二 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等を実施する理由（第5の1の一の①に規定する地区のいずれに該当しているか。）
- 三 最終処分場及び仮置場（当該道路等側溝堆積物を現場保管する場合における保管場所を含む。以下同じ。）の確保の状況
- 四 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等に要する費用
- 五 その他必要な事項

##### 4 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の添付書類

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等を実施する地区、当該地区ごとに行う事業の内容が具体的に分かる資料
- 二 各地区が第5の1の一の①に規定する地区に該当していることが分かる資料
- 三 本事業において撤去する道路等側溝堆積物を搬入する予定の最終処分場の位置を示した図面及び最終処分までの間、仮置場に保管する場合にあってはその位置を示した図面
- 四 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等に要する費用の算出に係る基礎資料
- 五 その他必要な書類

## 5 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の作成に当たって満たすべき要件

対象市町村等が作成する道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画及び実施する道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

### 一 通常の道路等側溝の維持管理活動の再開のための事業

#### ① 事業の必要性

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、道路等側溝堆積物が放射性物質を含んでいることを理由に処分が困難になったこと、市民による清掃活動を中止したこと等により通常の道路等側溝の維持管理活動が中断していると認められていること。

#### ② 事業実施後の道路等側溝の維持管理活動

本事業実施後は、通常の道路等側溝の維持管理活動が再開可能であると認められること。

### 二 放射能濃度の測定体制

道路等側溝堆積物の放射能濃度の測定を平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第20条及び環境省が定める「廃棄物関係ガイドライン」に準じて行う体制が整備されていること。

### 三 最終処分場又は仮置場の確保

最終処分場又は仮置場が確保されており、本事業において撤去する道路等側溝堆積物を確実に搬入できること。

### 四 事業の妥当性及び効率的な予算執行

本事業の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、可能な限り効率的なものとなるよう計画されていると認められること。

## 6 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の変更

対象市町村等は、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画を様式2に添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、四、五又は六の場合は、変更を行った年度の年度末に、変更後の道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画を提出すれば足りることとする。

### 一 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等の新設又は廃止を申請する場合

- 二 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等のいずれかの事業又は事務について、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画における総交付対象事業費を増額する場合
- 三 交付決定単位又は道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画ごとの交付金交付額の変更を申請する場合
- 四 第10の1に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の提出にあわせ、様式3を添付することとする。）
- 五 第10の3に規定する8000ベクレル毎キログラム超の道路等側溝堆積物が生じ、国の指示に従い必要な対応を行った場合（その際には、変更後の道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の提出にあわせ、様式6を添付することとする。）
- 六 その他の変更の場合

## 第5 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等

対象市町村等は、次に掲げる基幹事業及び効果促進事業等のうち、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画に定めた目標を実現するために必要となる事業又は事務を当該計画に記載する。その際、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画に記載された道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等が次に定める基幹事業又は効果促進事業等に該当するものであることがわかるよう当該計画において必要な記載をするものとする。

### 1 基幹事業

#### 一 対象事業

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の目標を実現するために対象市町村等が実施する堆積物を当該対象市町村等の管理する道路法で定める道路等の側溝から撤去し、処理する事業であって、次のいずれにも該当するもの（道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業）とする。なお、撤去した堆積物のうち8000ベクレル毎キログラム超のものについて、「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」（平成28年9月30日 復興庁・環境省）（以下「対応方針」という。）に基づき環境省の事業により行われる措置については、本事業の対象外とする。

- ① 堆積物により市町村の管理する道路法で定める道路等の側溝の閉塞が生じて実害（路面の冠水、悪臭・害虫による衛生悪化等をいう。）が発生している箇所を有する地区若しくは通常の道路等側溝の維持管理活動が中断している地区の市町村が管理する道路法で定める道路等の側溝を対象とする事業であること又は当該事業が行われ、若しくは行われた地区内に存在する福島県が管理する道路法で定める道路等の側

溝を対象とする事業であること。

- ② 法に基づく除染等の措置により堆積物を撤去していない側溝を対象とする事業であること。
- ③ 本事業により堆積物の撤去・処理をしていない側溝を対象とする事業であること。

## 二 交付額

従前の道路等側溝の維持管理活動に係る当該自治体が負担していた費用を控除して算出する交付対象事業費に $1/2$ を乗じて得られる額とする。交付対象事業費は、別表に掲げる基幹事業を所管する大臣（以下「交付担当大臣」という。）が交付要綱等で定めるものとする。

## 2 効果促進事業等

### 一 対象事業

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務とする。ただし、原則として、次に掲げるものを除く。

- ① 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業又は事務
- ② 別途国の負担又は補助を得て実施する事業又は事務
- ③ 個人・法人の負担に直接充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務

なお、内閣総理大臣は、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等に関する配分計画を作成するに当たっては、効果促進事業等が対象市町村等がその創意工夫を発揮して、その区域の特性に即して自主的かつ主体的に実施されることに十分に配慮しつつ、当該事業の公益性及び国が実施する他の施策との整合性を勘案する。

### 二 基幹事業との関連性

効果促進事業等の実施を要望する対象市町村等は、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画において、実施される効果促進事業等と基幹事業との関連性を合理的に説明することとする。

### 三 交付の対象となる事業費の総額及び交付金の交付額

効果促進事業等の事業費の総額は、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画ごとに交付担当大臣の所管する基幹事業の交付対象事業費の合計額に、 $0.35$ を乗じて得られる額を上限とし、対象市町村等ごとに算定する。

また、効果促進事業等の交付額は、当該事業の事業費に $1/2$ を乗じて

得られる額とする。

## 第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、対象市町村等から道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の提出を受けた場合には、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等に要する経費について、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等ごとの交付金の額を明らかにして、予算の範囲内で配分計画を作成する。

内閣総理大臣は、配分計画の作成に当たっては、対象市町村等における道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画に基づく道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

## 第7 交付可能額の通知

内閣総理大臣は、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画を提出した対象市町村等に対し、第6により作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

## 第8 交付決定単位

交付決定単位は、対象市町村等ごととする。

## 第9 交付申請

第7により交付可能額の通知を受けた対象市町村等は、交付担当大臣が定める交付要綱等に基づき、交付担当大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、対象市町村等が複数の道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うことができる。

## 第10 交付金の執行

### 1 事業間の流用

対象市町村等は、同一の交付決定の範囲内においては、経費の配分を変更し、事業間の流用を行うことができる。

### 2 交付決定前の着手

一 交付可能額通知後の交付決定前の着手

対象市町村等は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式4）を交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

## 二 交付可能額通知前の交付決定前の着手

対象市町村等は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等に着手する必要がある場合には、当該事業が基幹事業である場合に限り、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式5）を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

- 3 8000 ベクレル毎キログラム超の道路等側溝堆積物が生じた場合の対応  
道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業を実施する過程において、8000 ベクレル毎キログラム超の道路等側溝堆積物が生じた場合には、8000 ベクレル毎キログラム超の道路等側溝堆積物の報告書（様式6）を速やかに国へ提出するとともに、国の指示に従い必要な対応を行うこと。
- 4 最終処分場又は仮置場の確保に変更が生じた場合の対応  
本事業実施地区において第4の5の三の要件を満たさなくなった場合には、直ちに当該地区の事業を中断するとともに、その旨国に連絡すること。
- 5 費用の縮減  
対象市町村等は、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等の実施に当たっては、当該道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

## 第11 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の評価及び公表

### 1 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の公表

対象市町村等は、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画を内閣総理大臣に提出し、交付可能額の通知を受けた後、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画を内閣総理大臣に提出した上で公表するものとする。第4の6の道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の変更を行った場合においても、速やかに変更後の道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画を公表するものとする。

なお、内閣総理大臣又は対象市町村等は、修正前の道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画を公表することができるものとする。

## 2 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の進捗状況の報告及び公表

対象市町村等は、交付金の交付を受けた年度の翌年度から道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の期間の終了の日の属する年度（以下「計画終了年度」という。）までの毎年度の内閣総理大臣が指定する日までに、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の進捗状況を把握し、様式7により、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の進捗状況を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

## 3 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の実績に関する評価及び公表

対象市町村等は、内閣総理大臣が別に定めるところにより、計画終了年度の翌年度の12月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状況及び当該計画に基づく道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。当該評価については、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。対象市町村等は、本項の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

## 4 公表の方法

対象市町村等は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

## 第12 必要事項の報告及び資料の提出

内閣総理大臣は、対象市町村等に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

## 第13 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び環境大臣は、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の適正な実施のため、対応方針に基づき、情報の共有を図るなど相互に連携協力し、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等を実施する対象市町村等に対し、当該道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等の円滑な実施に関する必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

## 第14 指導監督交付金

- 1 国は、福島県が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、福島県に対し指導監督交付金を交付することができる。

- 2 前項の交付金を交付する場合には、内閣総理大臣は指導監督交付金に係る配分計画を作成するものとする。

#### 第15 その他

- 1 その他道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等の要件、交付金の交付の手續、交付金の経理その他の必要な事項については、交付担当大臣が定める交付要綱等による。
- 2 本要綱に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、復興庁に提出するものとする。その際の提出窓口は、福島復興局とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

番号		道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等	交付担当大臣	交付担当大臣が 所管する関係行政機関
A-1	基幹事業	道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業	内閣総理大臣	復興庁
◆A-1		効果促進事業	内閣総理大臣	復興庁

(様式1-1)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の提出について

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）実施要綱第4の3の規定に基づき、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画（平成〇～〇年度）を提出します。

福島県・〇〇市(町村)

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等

平成〇年〇月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注2)	事業名 (注3)	地区名 (注4)	前回まで 今回 計	総交付対象 事業費 (注5)	各年度の交付対象事業費 (注6)					全体事業費 (注7)	全体事業 期間 (注8)	備考(注9)
						平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度			
1				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>							~	
2				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>					~	
3				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>							~	
4				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>							~	
5				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>							~	
6				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>							~	
7				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>							~	
8				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>							~	
9				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>							~	
10				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>							~	
合計				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	0		
				(うち効果 促進事業 等)	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	0		

都道府県名		担当部局名		担当者氏名	
市町村名		電話番号		メールアドレス	

(注1)ピンクの欄が記入欄。その他の欄は自動計算される。

(注2)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注3)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注4)「地区名」には、1の事業ごとに複数の地区を対象として構わない。

(注5)「総交付対象事業費」、「各年度の交付対象事業費」欄の上段( )書きは、前回までに配分された額等を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。また、「総交付対象事業費」は各年度の交付決定額及び今回申請額の和となる。

(注6)「各年度の交付対象事業費」欄の計数は、様式1-4の「交付対象事業費(b)」欄と必ず一致させること。

(注7)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。なお、事業間流用を行った場合は必ず流用後の全体事業費を記載する。

(注8)「全体事業期間」は、平成32年度までの事業期間を記載する。

(注9)事業間流用を行った場合には、事業間流用を行った旨、その時期及び額並びに流用する(流用される)事業名も併せて記載する。

(様式 1-3)

福島県・〇〇市(町村) 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画に基づく事業等個票

平成〇年〇月時点

NO.	事業番号	基幹事業名	
総交付対象事業費	(千円)	全体事業費	(千円)
事業概要			
本事業は、以下の地区において、堆積物による市(町村)管理する道路等の側溝の閉塞が生じて実害が発生していること及び(又は)、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、通常の道路等側溝の維持管理活動が中断していることから、環境省の放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の除染事業により行われている箇所を除き道路等側溝において堆積物の撤去・処理を実施する。地区割りした地図は別紙参照。本事業の実施後は、通常の維持管理活動を再開する予定。 ・〇地区 ・〇地区 ・〇地区			
最終処分場及び仮置場の確保状況			
仮置場(最終処分場)を確保済			

※効果促進事業(関連側溝堆積物撤去・処理支援事業)の場合には以下の欄に記載。

NO.	事業番号	効果促進事業名	
総交付対象事業費	(千円)	全体事業費	(千円)
事業概要			
基幹事業実施地区と同様の理由により同地区において関連する側溝において堆積物の撤去・処理を実施する。本事業の実施後は、通常の維持管理活動を再開する予定。 (※なお、地区が限定される場合には限定列举のこと。)			
関連する基幹事業 No		関連する基幹事業名	
基幹事業との関連性			
基幹事業で対象としている道路等側溝における通常の維持管理活動の再開のためには、当該道路等側溝の堆積物と当該以外の関連側溝堆積物の撤去・処理を一体的に行うことが効率的であるため。			

※効果促進事業(関連側溝堆積物撤去・処理支援事業以外の事業)である場合には以下の欄に記載。

NO.	事業番号	効果促進事業名	
総交付対象事業費	(千円)	全体事業費	(千円)
事業概要			
※事業概要、目的及び事業を実施する地区の地図を別紙にて添付ください。			
関連する基幹事業 No		関連する基幹事業名	
基幹事業との関連性			
※基幹事業との関連性を説明ください。			

(別 紙)

※基幹事業及び効果促進事業（関連側溝堆積物撤去・処理事業）

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等を実施する地区割りした地図を添付ください。

※効果促進事業（関連側溝堆積物撤去・処理事業以外の事業）

実施場所が分かる地図を添付ください。

(様式1-4)

福島県・〇〇市(町)

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画

平成〇年度

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業等

平成〇年〇月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注2)	事業名 (注3)	地区名	基本 国費率 (a) (注4)	当該年度(注5)		備考	
					交付対象事業費 (b)	うち交付金交付額 (c)=a×b		
1					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	
2					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	
3					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	
4					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	
5					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	
6					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	
7					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	
8					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	
9					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	
10					前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	
				合計額	前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	0	担当部局名	0	担当者氏名	0
市町村名	0	電話番号	0	メールアドレス	0

(注1)ピンクの欄が記入欄。黄色の欄は、様式1-2が自動反映されるので、反映されているか確認すること。白色の欄は記入不要。

(注2)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、

「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注3)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注4)「基本国費率」は、0.5とすること。

(注5)上段( )書きは、前回までに配分された額等を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式2)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の変更について

○年○月○日付で提出した福島県・○○市(町村)道路等側溝堆積物撤去・  
処理支援事業計画について、福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・  
処理支援)実施要綱第4の6の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出  
します。



(様式4)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

平成○年度福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）交  
付決定前着手申請書

平成○年○月○日付○○○で交付可能額通知を受けた福島県・○○市（町  
村）道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画に基づく下記事業について、別  
記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

## 別記条件

市町村又は県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画に基づく事業等に着手するものとする。

(様式5)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

平成○年度福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）交  
付決定前着手申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいの  
で提出します。

記

- 1 道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

## 別記条件

市町村又は県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画に基づく事業に着手するものとする。

(様式6)

(表面)

8,000ベクレル毎キログラム超の道路等側溝堆積物の報告書	
年 月 日	
福島復興局長 殿	
東北地方環境事務所福島環境再生事務所長 殿	
報告団体名	
福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）に基づき道路等側溝堆積物（以下、「堆積物」という。）の撤去を実施し、その汚染の状況を調査した結果、8,000ベクレル毎キログラム超の堆積物が生じたため、実施要綱第10の3に基づき調査結果を報告いたします。	
①調査の対象とした堆積物が堆積した範囲・場所、現在の保管場所の名称、所在地及び連絡先	(堆積した場所)  (現在の保管場所)
②調査の対象とした堆積物が堆積した時期	年 月 ～ 年 月
③調査の対象とした堆積物の数量	
④試料の採取の方法	採取時期 : 撤去前 / 撤去後
⑤試料の採取を行った年月日	
⑥試料の分析の方法	

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

⑦試料の分析の結果	(セシウム134) B q / k g (セシウム137) B q / k g (合計) B q / k g
⑧試料の分析の結果の得られた年月日	年 月 日
⑨試料の分析を行った者の氏名又は名称	

(備考)

報告書には、以下を添付すること。

- ・ 堆積物の保管の状況を明らかにする書類及び写真（撤去後の堆積物を調査した場合には、撤去前・撤去後の両方について添付すること）
- ・ 調査結果を証する書類（測定を委託した業者の発行する測定結果証明書等）
- ・ 調査単位の区分方法、試料採取箇所及び試料採取方法に関する書類及び写真（事前に提出した事業計画書と同様である場合には必須としないが、実績として示していただくことが望ましい）

(様式 7)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

平成○年度道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画の進捗状況の報告に  
ついて

平成○年度道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業計画について福島再生加速  
化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）実施要綱第 11 の 2 の規定に基  
づき、別添のとおり進捗状況を報告します。